

# 路線の変更及び区域の変更について

国土交通省 道路局 路政課

道子 路政課・係長

道雄 路政課・新人係員

(出勤直後の道子さんと道雄さんの会話)

道雄 いやあ、路政課もレイアウト変更でだいぶ雰囲気が変わりましたね。

道子 そうだねえ。レイアウト変更…変更…。変更といえば「路線の変更」だね。

道雄 (うわ、また始まったよ…)

道子 路線の変更は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第10条で規定されているよ。内容は覚えているかな？

道雄 えっ、路線の変更ですか…？ええと…

道子 あれ、ちゃんと覚えていないようだね。法第10条第2項において「都道府県知事又市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。」と規定されているよ。

道雄 なるほど。一つ疑問があるのですが…

道子 なにかな？

道雄 例えば、ある路線(起点A、重要な経過地B、終点C)の路線の一部を廃止し、これに代わるべき路線(起点A、重要な経過地D、終点E)を認定する場合は、「路線の変更」にあたるのでしょうか。重要な経過地が変更されることで路線の性格が変わるため、これが路線の変更と言えるか疑義がありそうですが。

道子 いい質問だね。結論から述べると、このケースだと「路線の変更」にあたるとは言えないね。「路線認定、区域の決定及び供用開始等の取扱について」(昭和29年11月17日道路局長通達。以下

「通達」という。)では、路線の変更の手續によることができるのは、廃止する旧路線と認定する新路線との間に代替性があることを要するので、そうでない場合には、路線の変更の手續によることはできず、旧路線の廃止と新路線の認定という二つの手續を要するのだよ。

**道雄** へー。そういった通達があるのですね。そうすると、たとえば、①起点若しくは終点又はその両方を変更する場合や、②二以上の路線を合体して一の路線とする場合又はその逆の場合は、路線の性格が変わってしまうため、代替性が認められず、旧路線の廃止と新路線の認定の二つの手續をとる必要があるということですね。

**道子** そうね。ただし、起点又は終点が当該路線を認定した目的からみて重要な要素ではない路線の場合は、その起点又は終点の変更は当該路線認定の目的を変えるものではないから、路線の変更の手續をもって足りるとされているよ。

**道雄** うーん。ちょっと難しいですね。具体的には、どういう状況が当てはまるのでしょうか。

**道子** 例えば、主要地 F と、これと密接な関係にある国道とを連絡するために当該国道上の G 地点を結ぶ県道があったとき、この地点 G を変更して、同じ国道上の別の地点 H にしたとするでしょ。この場合は、主要地と国道を結ぶという路線の性格が変わらないので、変更の手續が不要になる場合があるのだよ。

**道雄** なるほど。もう一つ質問させて下さい。「路線の変更」とは別に「区域の変更」という手續もありますよね。その使い分けが分からないのですが…

**道子** まず、区域の変更についておさらいしよう。区域の変更ってどういうものか説明してみて。

**道雄** ええと。確か、区域の変更とは、「道路区域の一部若しくは廃止して…新たな道路の区域を決定する…」とかそんな感じだったような…

**道子** 基礎をおろそかにしてはいけないよ。区域の変更とは、従来の道路の区域に新たな区域を追加し、又は道路の区域の一部若しくは全部を廃止して、これに代わるべき新たな道路の区域を決定するという一連の手續を行う行政行為のことだよ。

**道雄** そうでした。もう一度復習し直します…

**道子** 本題の路線変更と区域変更の使い分けに戻るね。先ほどの通達では、道路の付け替え等により、起点、終点、重要な経過地のいずれかを公示上変更しなければならない場合は「路線の変更」として扱い、公示事項を変更しなくてもよい場合は「区域の変更」として扱うとしているよ。

- 道雄 なるほど。例えば、幅員を拡げて改築工事を行う場合などは、区域の変更に含まれるのですね。
- 道子 そうそう。バイパス道路を建設する場合、曲線を直して道路を改築する場合なども、起点、終点及び重要な経過地が変更されないので、区域変更として取り扱われると考えられるよ。
- 道雄 そうなんですね！非常に勉強になりました！
- 道子 話は変わるけど、今週の三連休はどうやって過ごすの？何か予定とかある？
- 道雄 そうですね。小田原箱根道路をドライブして、箱根の温泉でも行ってみようかなあ。
- 道子 小田原箱根道路といえば、国道一号線のバイパスとして有名だね。国道一号線は、東京都中央区日本橋と大阪市を結ぶ延長約 750km の主要幹線道路で、…
- 道雄 (や、やめてくれー)

## 【参照条文】

### ○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

#### （路線の廃止又は変更）

**第十条** 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

#### （道路の区域の決定及び供用の開始等）

**第十八条** 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければな

らない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

- 2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

## ○「路線認定、区域決定及び供用開始等の取扱いについて」昭和29年11月17日建設省道発第416号道路局長通達（抄）

### 一 路線の変更と区域の変更について

道路の付け替え等により道路の位置を変更することによって、法第五条第二項若しくは第六条第二項の規定に基いて指定された路線、又は法第九条の規定に基いて公示された路線の起点、終点又は重要な経過地について変更しなければならない場合は路線の変更（又は路線の認定、廃止―「二」参照）として取り扱い、その他の場合は区域の変更として取り扱うべきである。但し、区域を変更した場合でも、路線認定の関係図面に変更を生ずる場合は、必要な訂正を行うこと。

なお、右の趣旨にかんがみ、路線を認定しようとする場合は、当該路線に属する道路の持つべき性格を決定するための要素となるような経過地は、これを重要な経過地として公示すると共に、起終点及び経過地の地名の表示に当たっても、必要な限りにおいて詳細に定める等の配慮が必要である。

一方例えば、旧道路法当時認定された路線であって、公示された起終点や経過地が字名又は地番等まで詳細に記載されている場合は、これらがすべて当該路線の性格を決定する要素と考えられたわけではないと思われるので、適当な機会に不必要な字名や地番等は公示の内容から削除することが適当である。

### 二 路線の変更と路線の認定、廃止について

法第一〇条第二項の規定によって、路線の変更の手續によることができるのは、旧路線の代替的性格をもつ路線を認定する場合に限るのであるから、次の(1)(2)のような場合は、概ね路線の変更の手續によることはできず、旧路線の廃止及び新路線の認定の二重の手續を要するものと解せられたい。但し、都道府県道については法第七条第一項第四号乃至第六号に該当する路線市町村道については右に準ずるような路線で、起終点の何れか又は双方ともに当該路線を認定した目的からみて重要な要素ではない路線の場合は、その起点又は終点の変更は当該路線認定の根本目的を変えるものではないから路線の変更の手續をもって足りる。例えば主要地Aと、これと密接な関係にある一級国道とを連絡するために当該一級国道上のB地を選んで県道AB線を認定していた場合に、終点Bを変更して同じ一級国道上の別の地点Cにする（県道AC線とする）ことは路線の変更の手續でよいわけである。

(1) 起点若しくは終点又はそのいずれもが変更する場合

(2) 二以上の路線を合して一の路線とする場合又は一の路線を分割して二以上の路線とする場合